

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。)第九條第二項の規定による個人番号等の利用及び法第十九條第十一号の規定による特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二九条例一・令三条例六〇・一部改正)

(県の責務)

第二条 県は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人番号等の利用)

第三条 法第九條第二項に規定する条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる執行機関が処理する同表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に掲げる執行機関が処理する同表の中欄に掲げる事務及び特定個人番号利用事務(知事が処理するものに限る。)とする。

2 別表第二の上欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該執行機関が保有する同表の下欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。ただし、法第十九條第九号の規定により、当該執行機関が情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 知事は、特定個人番号利用事務(知事が処理するものに限る。)を処理するために必要な限度で、その保有する利用特定個人情報を利用することができる。ただし、法第十九條第八号の規定により、知事が情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(平三〇条例六五・全改、令三条例六〇・令六条例七・令七条例一〇八・一部改正)

(特定個人情報の提供)

第四条 法第十九條第十一号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる執行機関が、同表の第三欄に掲げる執行機関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる執行機関が、当該事務を処理するために必要な限度で当該特定個人情報を提供するときとする。

(平三〇条例六五・全改、令三条例六〇・一部改正)

(書面の提出義務の特例)

第五条 他の条例その他の規程に基づき特定個人情報を記載した書面の提出が義務付けられている場合において、第三条第二項又は前条の規定により当該特定個人情報と同一の内容の特定個人情報を利用し、又はその提供があったときは、当該規程に基づく書面の提出があったものとみなす。

(令六条例七・一部改正)

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則(平成二九年条例第一号)

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第六五号)

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第五七号)

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附 則(令和三年条例第六〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和四年条例第四六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和六年条例第七号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和六年五月二七日)

附 則(令和六年条例第九一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和七年条例第九六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和七年条例第一〇八号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第一(第三条関係)

(平三〇条例六五・追加、令二条例五七・令四条例四六・令六条例九一・令七条例九六・令七条例一〇八・一部改正)

執行機関	事務
一 知事	県内に高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を設置する学校法人に対する経済的理由により修学が困難な生徒に係る修学奨励のための補助金(以下「私立高等学校納付金減免補助金」という。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの
二 知事	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に基づく費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの
三 教育委員会	岡山県立学校授業料徴収条例(昭和二十四年岡山県条例第二十三号)に基づく授業料及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例(昭和二十四年岡山県条例第四十八号)に基づく受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
四 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)に基づくものを除く。)に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二(第三条関係)

(平三〇条例六五・追加、令四条例四六・令六条例七・令六条例九一・令七条例一〇八・一部改正)

執行機関	事務	特定個人情報
一 知事	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)(特別支援学校の高等部を除く。)のうち学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する私立学校に該当するものに在学する生徒等に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づく就学支援金の支給に関する情報(以下「就学支援金関係情報」という。)であって規則で定めるもの
二 知事	高等学校等を退学した後、再び高等学校等のうち学校教育法第二条第二項に規定する私立学校に該当するものに入学した生徒等に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づく就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
三 知事	私立高等学校納付金減免補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
四 教育委員会	高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)のうち県が設置するものに在学する生徒等に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
五 教育委員会	高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)のうち学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校(県が設置するものを除く。)に該当するものに在学する生徒等に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
六 教育委員会	高等学校等を退学した後、再び高等学校等のうち学校教育法第二条第二項に規定する公立学校に該当するものに入学した生徒等に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づく就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
七 教育委員会	岡山県立学校授業料徴収条例に基づく授業料及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例に基づく受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
八 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁(特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づくものを除く。)に関する事務であって規則で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報(以下「就学奨励費関係情報」という。)であって規則で定めるもの

別表第三(第四条関係)

(平三〇条例六五・追加、令四条例四六・令七条例一〇八・一部改正)

執行機関	事務	執行機関	特定個人情報
一 知事	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)に基づく支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学奨励費関係情報であって規則で定めるもの 学校保健安全法(昭和三十二年法律第五十六号)に基づく医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

二 知事	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基づく保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学奨励費関係情報であって規則で定めるもの 学校保健安全法に基づく医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
二の二 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学奨励費関係情報であって規則で定めるもの 学校保健安全法に基づく医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
二の三 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づく就学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護法に基づく保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
三 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
四 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁(特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づくものを除く。)に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
五 教育委員会	学校保健安全法に基づく医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの